

岩見沢市総合体育館条例施行規則  
の一部を改正する規則の概要

**第 1 改正の趣旨**

岩見沢市総合体育館条例の一部改正（令和 7 年条例第 26 号）に伴い、  
備付物件使用料の改定など所要の規定の整備を行う。

**第 2 改正の内容**

受益者負担の適正化の観点から備付物件の使用料を改定するとともに、  
物件の廃止又は追加等に伴う別表の項の加除及び文言の整理を行う。

**第 3 施行期日**

令和 8 年 4 月 1 日

岩見沢市規則第 8 号

岩見沢市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市総合体育館条例施行規則  
の一部を改正する規則

岩見沢市総合体育館条例施行規則（昭和 6 2 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

岩見沢市総合体育館備付物件使用料

	区分	単位	2 時間当たり
体 育 器 具	バスケットボール（ゴール）	組	2 6 0 円
	卓球（台・ネット他）	組	5 0 円
	バレーボール（支柱・ネット他）	組	1 0 0 円
	テニス（支柱・ネット）	組	1 0 0 円
	バドミントン（支柱・ネット）	組	5 0 円
	卓球用フェンス	式	2 6 0 円
	2 4 秒タイマー・ファール回数表示器・ タイムアウト要求器・反則数表示器	組	2 6 0 円
	審判台	台	2 0 0 円
	得点板	台	1 6 0 円
	空手用マット	式	8 2 0 円
	フットサルゴール	組	2 6 0 円
電 源	1 コンセント当り	回	5 5 0 円
放 送	放送基本設備		1 , 2 2 0 円
	マイクロフォン	本	3 0 0 円
	ワイヤレスマイク	本	4 0 0 円
体 操 器	鉄棒	式	1 4 0 円
	平行棒	式	1 4 0 円
	跳馬	式	1 4 0 円

具	あん馬	式	1 4 0 円
	平均台	式	1 4 0 円
	床運動マット	枚	1 , 1 0 0 円
	マット (大)	枚	1 4 0 円
	マット (小)	枚	1 0 0 円
	体操用得点板	台	1 0 0 円
その他の	パイプ椅子	2 脚	2 0 円
	長机	脚	4 0 円
	組立用ステージ (階段含む。)	基	1 , 1 0 0 円
	演台	台	6 4 0 円
	競技場床シート	1 回当たり	3 3 , 0 0 0 円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市総合体育館条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。